

## 地方単独事業(ソフト)の「見える化」に関するこれまでの議論について

### ○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日)(抜粋)

「地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。」

### ○「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日経済財政諮問会議)(抜粋)

地方単独事業(ソフト)に係る決算額について、純計額を把握し、公表(2017年度)

子ども医療費助成、私立高校の授業料への支援に係る地域差の状況把握(2017年度)

地方単独事業(ソフト)について、決算情報のより詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査を実施(2018年度)

集中改革期間の取組の効果を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討(2019年度～)

### ○「経済・財政一体改革の中間評価」(平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会)(抜粋)

「地方単独事業(ソフト)(年間21兆円)について、2018年度に実態把握と「見える化」に取り組む。」

## 地方単独事業(ソフト)の「見える化」に関するこれまでの議論について(続き)

○「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」  
(平成30年5月25日地方財政審議会)(抜粋)

地方財政計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費(単独)やまち・ひと・しごと創生事業費等が計上されている。

一般行政経費(単独)は、警察、消防や小中学校の運営等、国が法令で実施を義務付けている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。また、まち・ひと・しごと創生事業費等は、その時々における政府の重要政策等を踏まえ、各地方自治体が地域の課題に積極的に取り組むために必要な経費として計上されている。

これらは、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものであることから、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、枠として計上されているものである。

これらの枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費(単独)等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

各地方自治体の事業については、法令によって義務付けられているものも含め、住民に対してしっかりと説明責任を果たすとともに、その実績や効果について、それぞれの議会等において十分な検証が行われることが望ましい。国においては、今後とも、一般行政経費(単独)に相当する地方単独事業(ソフト分)に係る決算情報の詳細な把握・分析と、更なる「見える化」の取組を推進していくことが重要である。また、地方交付税が用途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

## (参考)これまでの経済財政諮問会議における有識者議員提出資料の記載(抜粋)

### ○「地方行財政改革の推進に向けて」(平成29年11月16日)

「地方単独事業について、各自治体の実態把握と「見える化」を進めるべき。」

「地方財政改革については、以下のような課題が指摘されている。(略)地財計画と歳出決算が比較できない。一般行政経費と地方単独事業の対応関係も不明で、予算・決算を通じたP D C Aサイクルができていない。」

### ○「地方行財政改革の推進に向けて(補足資料)」(平成29年12月1日)

「例えば子育て保育事業について、地方でも上乘せ措置や負担軽減措置等の単独事業を実施しているが、その成果とコスト等についての実態把握は進んでいない。しかしながら、こうした状況は、国の財政(交付税や無償化の対象)との関連、待機児童解消といった政策の成果把握やP D C Aの面からも問題。」

「地方単独事業や地方行財政改革に関わるこうした事業を毎年の決算で把握できるよう、徹底した見える化と業務の標準化・簡素化を早急に進めるべき。」

### ○「地方行財政改革の推進に向けて」(平成30年4月24日)

「地財計画と決算の項目を、今後3年程度の間と比較可能なものとし、法令等によって義務づけられている予算や一般行政経費(単独)と地方単独事業の関係の明確化など、P D C Aを実行すべき。」

「新たなサービス需要を含め、地方単独事業の動向把握が今後、より重要となる。事業の根拠・法令との関係、事業の実態を定量的なデータで捕捉すべき。」

# 地方財政計画の役割

## 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

**第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

## 【地方財政計画の役割】

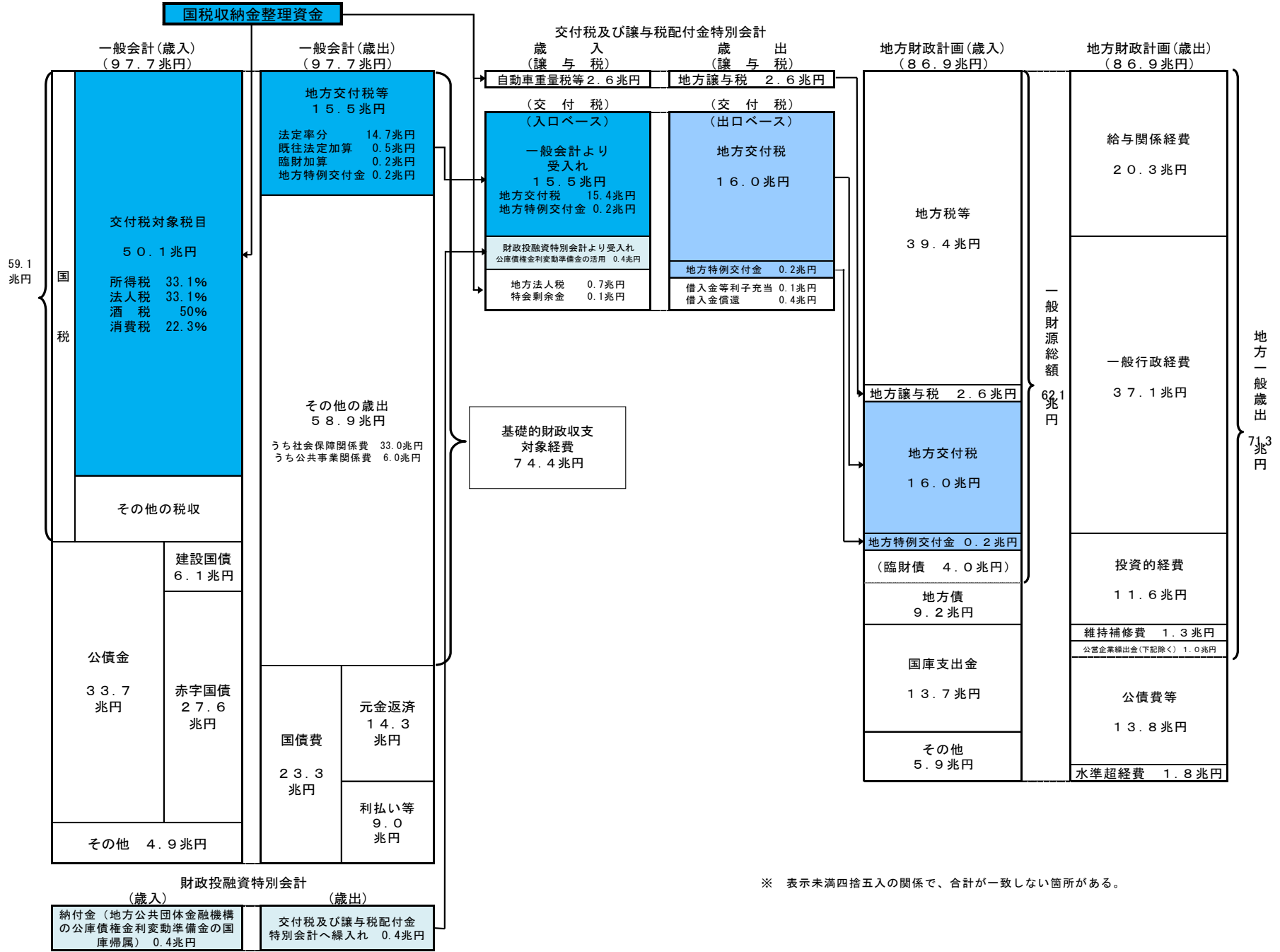
- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出: 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

# 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成30年度当初）



# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（平成30年度）【86兆8,973億円】 (単位:億円)

		補助	国費	15,499	
	給与関係経費	補助	国費	15,499	小中学校教職員等
		56,528	地方費	41,029	
補助等	203,144	地方単独	地方費	50,637	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     地方公務員約238万人のうち約77%は国が定員に関する基準を幅広く定めている教育・警察・消防・福祉関係職員                      ※ 公営企業等会計部門職員除く                 </div>
			146,616	地方費	
単独	370,522	補助	国費	89,135	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援等
			202,356	地方費	
補助等	一般行政経費	地方単独	国の事業団等への出資金等	1,664	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応                 </div>
			140,614	地方費	
単独	370,522	国保・後期高齢者	地方費		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     都道府県繰入金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業等                 </div>
			15,052	地方費	
補助等	直轄事業負担金	直轄・補助(公共事業等)	直轄事業負担金	5,612	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など                 </div>
			58,104	国費	
単独	116,180	地方単独	地方費	25,498	(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
			58,076	地方費	
補助	公債費	公債費	地方費		
			122,064	地方費	
単独	公営企業繰入金	公営企業繰入金	企業債の元利償還に係るもの	15,846	上下水道、病院(高度医療等)等
			25,584	上記以外	
補助	その他	その他	地方費		
			31,479	地方費	

**一般行政経費(単独)  
:地方単独事業(ソフト)  
に対応**

# 一般行政経費と決算の関係について

- 決算状況調査においては、各地方公共団体の歳出額を目的別・性質別の区分で把握している。
- 歳出合計額から性質別の網掛け部分を控除した額が、地方財政計画の「一般行政経費」に対応する。

## 平成28年度普通会計決算(性質別)

(単位:億円)

区 分	地方公共団体 (純計額)	都道府県	市町村 (一組含む)
一 人件費	224,686	137,198	90,624
二 物件費 <sup>※1</sup>	94,968	16,877	78,091
三 維持補修費	12,036	4,783	7,253
四 扶助費	140,098	10,823	129,275
五 補助費等 <sup>※2</sup>	98,422	136,693	51,260
六 普通建設事業費	143,069	71,504	77,906
七 災害復旧事業費	8,183	5,409	3,034
八 失業対策事業費	1	0	1
九 公債費	125,455	68,953	56,864
十 積立金	33,175	15,750	17,425
十一 投資及び出資金	3,113	1,010	2,103
十二 貸付金	43,729	31,688	12,336
十三 繰出金 <sup>※2</sup>	54,477	1,414	53,063
十四 前年度繰上充用金	3	0	3
歳出合計	981,415	502,103	579,238

※1 うち、「備品購入費」及び「地方債発行手数料」は地方財政計画上、それぞれ「投資的経費」、「公債費」に該当するため控除

※2 うち、「公営企業繰出金」は地方財政計画上、「公営企業繰出金」に該当するため控除

(注)1 決算額は、通常収支分と東日本大震災分の合計額となっている。

# 一般行政経費（単独事業）の把握について

○ 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表している。

（※ 地方財政状況調査90表により調査を実施、把握。）

○ 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表。

（参考）一般行政経費（単独事業）集計表

（単位：億円）

区 分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,815	19,806	25,749
民生費	18,441	50,825	59,624
うち社会福祉費	6,972	18,161	21,463
うち児童福祉費	5,203	16,504	18,057
うち老人福祉費	6,168	15,898	19,787
うち災害救助費	98	262	316
衛生費	4,508	28,365	27,206
うち環境衛生費、清掃費	1,046	16,462	12,749
労働費	479	892	1,344
農林水産業費	3,137	2,672	5,320
商工費	30,431	13,704	44,013
土木費	3,428	8,027	10,865
警察費	3,130		3,129
消防費	204	8,060	2,422
教育費	10,965	23,168	33,671
災害復旧費	0	2	1
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	36,822	663	908
合計	121,359	156,183	214,251

（注）1. 平成28年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。

2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したもの。

※ 都道府県、市町村の決算額は、各地方公共団体の歳出額の単純合計額。なお、市町村の決算額には、一部事務組合の歳出額も含まれる。



# 一般行政経費（単独）の純計額の把握について

○ 都道府県・市町村の歳出には、例えば、県が市に対して補助金を交付したうえで、市が当該補助金を財源として事業を実施する場合等の支出が含まれており、全地方公共団体の歳出額を単純に合計すると、これらの歳出が、重複して計上されてしまう。

※ 都道府県間、市町村間、市町村と一部事務組合間についても同様。

○ 全地方公共団体の歳出の純計額を把握するに当たっては、以下のように歳出の単純合計額から重複額を控除する。

<都道府県と市町村の重複額控除のイメージ>

